

記者発表資料

報道解禁：指導取締り実施後
11月16日 16時00分以降

令和3年11月11日
国土交通省 東北地方整備局
仙台河川国道事務所

国道4号で特殊車両の指導取締りを実施します

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の許可が必要です。

また、許可を得ている車両は、許可内容を遵守して通行しなければなりません。

許可内容に違反している車両の通行、あるいは無許可の通行は、道路のひび割れ、わだち掘れ、橋梁・トンネルの損傷等、道路構造に重大な影響を与えます。

また、違反車両による事故は、重大事故に結びつきやすく、事故車両の搬出や散乱した積荷の撤去作業により交通渋滞、通行止め等を引き起こし、社会的に大きな影響を及ぼします。

このようなことから、仙台河川国道事務所では道路構造の保全及び事故等の防止を目的として、所轄警察署の協力のもと、下記により特殊車両の指導取締りを実施します。

1. 日 時 令和3年11月16日(火) 14時～16時
2. 場 所 一般国道4号 下り線「名取車両検測所」【別添図参照】
(名取市本郷字焼野地内)

※当日の天候などにより中止する場合があります。



過去の指導取締りの状況

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り少人数での取材やマスク着用などにご協力をお願いします。

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所

道路管理第一課長

TEL 022-304-1814

なかだ たかゆき

中田 隆行

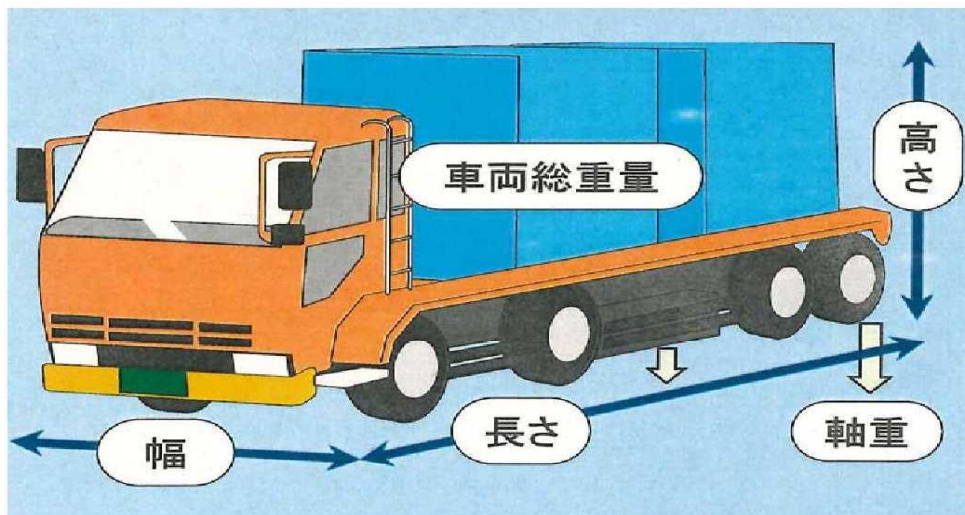


名取車両検測所



下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づき「**特殊車両通行許可**」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

車両の通行について

特殊車両の通行許可を受けていなかったり、通行許可の条件に違反して通行する車両があると、舗装の痛みを早めたり、橋に設計で想定した以上の負荷がかかったり、トンネル・照明灯・道路標識等に接触・衝突するなど道路施設を損壊したり、大型車であるために一旦事故が発生すると大きな事故となり、長時間の通行止めを引き起こし社会的に大きな影響を及ぼします。

道路構造の保全、事故防止を目的として特殊車両の指導取締りを実施します。

橋梁損傷の例 一般国道23号 木曾川大橋の鋼材破断



通行止めの状況



横断歩道橋損傷の例



舗装損傷の例

